

参考資料

1 策定過程

年月日	事項等
2021年6月30日	第1回子ども・若者の育成支援を考える有識者会議（P74 参照） ⇒子ども・若者の生活実態・意識調査に係る検討
2021年10月15日	第2回子ども・若者の育成支援を考える有識者会議 ⇒現行計画の取組状況の検証
2021年10月～11月	子ども・若者の生活実態・意識調査（P75 参照） ⇒県内の子ども・若者（15～39歳）3,000人に対し、生活実態、自己肯定感 将来展望、居場所等、50問について調査を実施 （調査期間：2021年10月29日～2021年11月15日）
2022年1月12日	第3回子ども・若者の育成支援を考える有識者会議 ⇒生活実態・意識調査（速報）に対する意見交換
2022年3月17日	第4回子ども・若者の育成支援を考える有識者会議 ⇒新計画の骨子について意見聴取
2022年6月7日	第5回子ども・若者の育成支援を考える有識者会議 ⇒新計画の素案について意見聴取
2022年8月30日	第6回子ども・若者の育成支援を考える有識者会議 ⇒新計画の案について意見聴取
2022年10月19日 ～11月17日	パブリック・コメントを実施 ⇒新計画の案について、県民からの意見を募集
2022年12月14日	愛知県青少年育成推進本部幹事会（P73 参照） ⇒パブリック・コメントによる県民意見を踏まえた最終案について説明
2022年12月19日	愛知県青少年育成推進本部会議（P73 参照） ⇒「あいち子ども・若者育成計画 2027」最終案について了承

2 愛知県青少年育成推進本部設置要綱

(設置)

第1条 青少年施策に関する総合的な企画、調整及び推進を行うため、愛知県青少年育成推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 青少年施策に関する基本的かつ総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 青少年施策に関する知事の事務局、教育委員会及び警察本部(以下「県関係局」という。)との連絡に関すること。
- (3) 県内市町村の行う青少年育成推進事業についての連絡及び助言に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる県関係局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部の部務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あると

きは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集、議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる県関係局の関係課室長をもって構成し、幹事会長は県民文化局長をもって充てる。

3 幹事会の下に副幹事会を置くことができる。

(支部)

第7条 本部の事務を分掌させるため、支部を置く。

- 2 支部の所掌事務、組織、名称、位置、所管区域その他必要な事項は別に定める。

(庶務)

第8条 本部に関する庶務は、県民文化局県民生活部社会活動推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるものを除くほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、そのつど本部長が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

本部員	幹事
政策企画局長	企画課 長
防災安全局長	国際課 長
県民文化局長	消防保安課 長
	県民安全課 長
	社会活動推進課 長
	社会活動推進課 multicultural 推進室 長
	学事振興課 長
	学事振興課 私学振興室 長
環境局長	環境活動推進課 長
福祉局長	地域福祉課 長
	障害福祉課 長
	児童家庭課 長
	子育て支援課 長
保健医療局長	医務課 長
	こころの健康推進室 長
	医薬安全課 長
経済産業局長	産業科学技術課 長
労働局長	労働福祉課 長
	就業促進課 長
観光コンベンション局長	観光振興課 長
農業水産局長	農業経営課 長
農林基盤局長	林務課 長
都市・交通局長	公園緑地課 長
	航空空港課 長
建築局長	公営住宅課 長
スポーツ局長	公営住宅管理室 長
病院事業庁長	スポーツ振興課 長
教育	管理課 長
	総務課 長
	生涯学習課 長
	生涯学習課 長
	生涯学習課 長
	生涯学習課 長
	生涯学習課 長
	生涯学習課 長
	生涯学習課 長
	生涯学習課 長
	生涯学習課 長
	生涯学習課 長
警察本部長	生涯学習課 長

3 子ども・若者の育成支援を考える有識者会議

「子ども・若者の育成支援を考える有識者会議」委員名簿

(区分順、五十音順、敬称略)

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	川北 稔	愛知教育大学教育学部 准教授
	野尻 紀恵	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 教授
	○平石 賢二	名古屋大学大学院教育発達科学研究科 教授
	山本 理絵	愛知県立大学教育福祉学部教育発達学科 教授
民間支援団体	金田 文子	一般社団法人東三河セーフティネット 代表理事
青少年育成団体	永井 淳	愛知県青少年育成県民会議 会長
学校関係者	織部 匡久	愛知県公立高等学校長会： 愛知県立杏和高等学校長
	平井 克明	愛知県小中学校長会： 西尾市立西尾中学校長
市 町 村	石川 晴雄 (2022年度就任)	刈谷市教育委員会教育部生涯学習課 課長
	磯村 玲子 (2021年度就任)	瀬戸市健康福祉部こども未来課 課長
	塚本 吉郎 (2021年度就任)	刈谷市教育委員会教育部生涯学習課 課長
	山井 利明 (2022年度就任)	瀬戸市健康福祉部こども未来課 課長

○ 座長

4 子ども・若者の生活実態・意識調査

目的	新計画を時代に即したものとし、施策に反映するため、子ども・若者自身の生活実態や自己肯定感、将来展望、居場所などについて調査した。																																																														
調査対象	県内市町村在住の15歳から39歳までの男女 3,000人																																																														
調査期間	2021年10月29日～11月15日																																																														
調査主体	愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課																																																														
調査項目	全50問 ① 自身のことについて ② 現在の生活のことについて ③ 自身について感じていること、将来について考えていることについて ④ 自身の居場所や人とのつながりについて、感じていること、悩み事などについて ⑤ 子ども・若者を対象とした支援について ⑥ インターネットの利用について ⑦ 地域のことやボランティア活動について ⑧ 社会全般のことについて																																																														
回収結果	有効回答率 41.5% 【回答者の属性】 ①性別 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>回答者数</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>489</td> <td>39.2%</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>739</td> <td>59.3%</td> </tr> <tr> <td>どちらともいえない</td> <td>8</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>答えたくない</td> <td>9</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>1</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>1,246</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> ②年齢 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>回答者数</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上19歳以下</td> <td>153</td> <td>12.3%</td> </tr> <tr> <td>20歳以上24歳以下</td> <td>219</td> <td>17.6%</td> </tr> <tr> <td>25歳以上29歳以下</td> <td>271</td> <td>21.7%</td> </tr> <tr> <td>30歳以上34歳以下</td> <td>270</td> <td>21.7%</td> </tr> <tr> <td>35歳以上39歳以下</td> <td>326</td> <td>26.2%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>7</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,246</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> ③国籍 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>国籍</th> <th>回答者数</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>1,244</td> <td>99.8%</td> </tr> <tr> <td>日本以外</td> <td>1</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>1</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>1,246</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>			性別	回答者数	構成比	男性	489	39.2%	女性	739	59.3%	どちらともいえない	8	0.6%	答えたくない	9	0.7%	無回答	1	0.1%	全体	1,246	100.0%	年齢	回答者数	構成比	15歳以上19歳以下	153	12.3%	20歳以上24歳以下	219	17.6%	25歳以上29歳以下	271	21.7%	30歳以上34歳以下	270	21.7%	35歳以上39歳以下	326	26.2%	無回答	7	0.6%	合計	1,246	100.0%	国籍	回答者数	構成比	日本	1,244	99.8%	日本以外	1	0.1%	無回答	1	0.1%	全体	1,246	100.0%
性別	回答者数	構成比																																																													
男性	489	39.2%																																																													
女性	739	59.3%																																																													
どちらともいえない	8	0.6%																																																													
答えたくない	9	0.7%																																																													
無回答	1	0.1%																																																													
全体	1,246	100.0%																																																													
年齢	回答者数	構成比																																																													
15歳以上19歳以下	153	12.3%																																																													
20歳以上24歳以下	219	17.6%																																																													
25歳以上29歳以下	271	21.7%																																																													
30歳以上34歳以下	270	21.7%																																																													
35歳以上39歳以下	326	26.2%																																																													
無回答	7	0.6%																																																													
合計	1,246	100.0%																																																													
国籍	回答者数	構成比																																																													
日本	1,244	99.8%																																																													
日本以外	1	0.1%																																																													
無回答	1	0.1%																																																													
全体	1,246	100.0%																																																													

5 官民連携による子ども・若者育成支援の推進体制

愛知県青少年育成県民会議

愛知県青少年育成県民会議は、各種団体・行政機関が参加して昭和41年10月に結成されて以来、県の青少年施策と呼応した県民総ぐるみの青少年育成県民運動を着実に進めています。

県は、県民会議と連携し、地域に根ざした青少年育成県民運動の組織的な展開に努めており、昭和43年度から、青少年育成県民運動の推進母体である県民会議の実施する県民運動推進事業・社会参加活動推進事業に対し助成しています。

○ 概要

- 1 設立 昭和41年10月24日
- 2 背景 昭和30年代後半の青少年非行の急激な増加を背景に、次代を担う青少年を明るく健やかに育成するため、中央の青少年育成国民運動と呼応して本県においても設置されました。
- 3 目的 青少年問題のもつ重要性に鑑み、広く県民の総意を結集し、県の施策と呼応して青少年の健全な育成を図ることを目的としています。
- 4 事務局 愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課(事務局長:社会活動推進課長)
- 5 組織 (2022年4月1日現在)
 - 参加機関・団体(243) 青少年育成市町村民会議(39)
青少年団体(26)
青少年育成団体(80)(うちNPO 21)
青少年教育関係(20)
報道関係(15)
参加機関(63)

6 活動内容

青少年育成県民運動の推進母体として、官民一体となった県民総ぐるみの青少年育成運動を展開しています。

(1) 青少年育成県民運動推進事業

- 県民運動の総合的推進(啓発資材配布、街頭啓発等)
- 機関紙「Next Generation 次代」の発行
- インターネットホームページによる情報提供
- 青少年を取り巻く有害環境対策への協力
- 青少年育成アドバイザーの活用促進

(2) 社会参加活動推進事業

- 少年の主張愛知県大会開催への協力
- あいちの未来をつくる子ども・若者育成支援フォーラムへの協力

(3) 青少年団体活動支援事業

- 青少年団体活動の後援
- 優良青少年団体等の表彰

6 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）

第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）

第五章 罰則（第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

（子ども・若者育成支援施策の基本）

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（子ども・若者育成支援推進大綱）

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

- 2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
 - 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
 - ニ イからハマまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
 - 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
 - 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
 - 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
 - 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項
- 3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

- 第九条** 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画)が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

- 第十条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

- 第十一条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

- 第十二条** 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

- 第十三条** 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第十四条** 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

- 第十五条** 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
 - 二 医療及び療養を受けることを助けること。
 - 三 生活環境を改善すること。
 - 四 修学又は就業を助けること。
 - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若

者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

- 第十九条** 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

- 第二十条** 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
 - 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。
- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務
- 2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提

出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

子供・若者育成支援推進大綱（概要）

～全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して～

令和3（2021）年4月6日 子ども・若者育成支援推進本部決定

1. 子供・若者を取り巻く状況

【1】社会全体の状況（子供・若者の健全育成に関連する主な社会課題）

生命・安全の危機

孤独・孤立の顕在化

低い Well-being

格差拡大への懸念

持続可能で多様性・包摂性ある社会づくり

リアルな体験の充実とデジタル・トランスフォーメーション（DX）の両面展開

成年年齢の引下げ

人権・権利の保障

ポストコロナ時代の国家・社会の形成者育成

【2】子供・若者が過ごす「場」ごとの状況

家庭

虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等が社会問題化。コロナ禍は、困難を抱える家庭に特に深刻な影響を与える一方、「増えた家族との時間を保ちたい」とする者が多いなど、家族観の前向きな変化も。

学校

特別支援教育や日本語指導が必要な者が増加するなど、児童生徒は多様化。自殺、不登校、いじめなど、生徒指導上の課題が深刻化。学校現場の負担は年々増大。

地域

近所付き合いの減少など住民のつながりの希薄化、地域活動の担い手の高齢化・固定化等が指摘される一方、コロナ禍で若者の地方移住への関心が高まり、都心部からの転出の動きも。

情報通信環境（ネット空間）

教育や行政、医療などあらゆる分野でデジタル化が加速し、ネットの利活用が進む一方、SNS に起因する犯罪被害、誹謗中傷等の被害も深刻化。

就業（働く場）

近年、若者の失業率や平均賃金、非正規雇用者の割合等は改善傾向にあったが、若年無業者の増加などコロナ禍で悪化が懸念。一方、テレワークが急速に普及するなど、新たな働き方の動きも。

2. 子供・若者育成支援の基本的な方針・施策

- ①**全ての子供・若者の健やかな育成**
幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代を幸せ(Well-being)に生き抜く基盤を形成できるよう、育成
- ②**困難を有する子供・若者やその家族の支援**
困難な状態を速やかに克服・軽減しつつ成長していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、非常時にも途切れることなく支援
- ③**創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援**
長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓けるよう、応援
- ④**子供・若者の成長のための社会環境の整備**
家庭、学校、地域等が、Well-beingの観点からより良い環境となるよう、支援の機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進
- ⑤**子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援**
専門人材から身近な大人、子供・若者自身や家族に至るまで、多様な担い手を養成・確保し、支援
- 自然・文化体験の充実と1人1台ICT環境の有効活用、少人数学級の実施、健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇用安定化 等
- 担当大臣のリーダーシップの下での孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困等への対策、複合的課題への包括的支援、SNS相談やアウトリーチの充実、SOSを出し、受け止める力の育成 等
- STEAM (Science,Technology,Engineering,Art, Mathematics)教育、起業家教育、“出る杭”の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 等
- 多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネット利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の推進 等
- 企業等の参画促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推進、先端技術・データ活用(Child-Youth Tech)等

※子供・若者を取り巻く状況の変化を的確に捉え、新たな課題(アジェンダ)の設定、調査・検討、新規施策の実施等を適時・適切に行う

3. 施策の推進体制

- ▶子供・若者の多様化や課題の複雑化、孤独・孤立や Well-being の観点等を踏まえ、**多様なデータを参考指標(子供・若者インデックス)**に設定。それらを可視化した**子供・若者インデックスボード**を作成し、**総合的・多面的な評価、社会全体での支援推進に活用。**
- ▶子供・若者育成支援施策等の形成過程において**子供・若者の意見が積極的かつ適切に反映されるよう**、審議会等の委員構成に配慮するとともに、インターネットによる意見募集等を推進。
- ▶総理のリーダーシップの下に縦割りを超え、**関係行政機関・組織相互間の緊密な連携・協力、施策相互間の十分な調整**を図る。
- ▶**大綱の期間はおおむね5年(令和3~7年度)**としつつ、**社会情勢、政策動向等に応じ適時改定**。3年目に中間評価を新たに実施。政策的に関連の深い他の大綱等の見直し状況を踏まえ終期を判断。

(内閣府資料)

あいち子ども・若者育成計画 2027

2022年12月

愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話:052-954-6175(ダイヤルイン) FAX:052-971-8736

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/syakaikatsudo/>

